

定住

人口増で活力を!

促進制度



本市では、人口の増加による活力ある地域づくりを目指すとともに、空き家対策や集落自治機能の維持にも一定の効果が期待できるような対策に取り組んでいきます。

定住促進制度に該当される方は、忘れずに申請をしてください。

【共通の交付要件】

- 市内に居住し住民基本台帳に登録されている方
- 市税および市の各種使用料などを完納している方
- 平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に各奨励金の要件に該当している方

※ 地方公共団体など官公署に勤務する方で定年適用を受ける方は交付対象になりません。

◆ お問い合わせ / 市役所まちづくり課 (☎ 662 - 7601)

奨励金の種類	交付要件	奨励金の金額	交付申請をしていただく日
就労奨励事業	新規就労奨励金	10 万円	就労から 3 年を経過した日以降、その日の属する年度内
	U・I ターン奨励金	単身者 10 万円 世帯者 20 万円	転入後、居住期間が 3 年経過し、かつ就労期間が通算で 3 年を経過した日以降、その日の属する年度内
住宅対策・再活用奨励事業	新築等奨励金	新築した住宅の所在地(区)の高齢化率が… 30%未満 → 15 万円 30 ~ 40% → 25 万円 40 ~ 50% → 40 万円 50%以上 → 50 万円	住宅を取得した日の属する年度内
	空き家購入奨励金	購入した空き家の所在地(区)の高齢化率が… 40%未満 → 15 万円 40 ~ 50% → 30 万円 50%以上 → 50 万円	空き家を取得した日の属する年度内
	増改築等奨励金	増改築費用に住宅の所在地(区)の高齢化率を乗じて得た額に、20 分の 1 を乗じた額	増築または改築の完了した日の属する年度内
	家賃対策奨励金	家賃が月額 4 万円を超える市内の賃貸住宅(貸家を含む、ただし公営住宅は除く)に入居する満 40 歳未満の方 ※ 住民基本台帳に居住地の登録が必要です。	4 万円を超える家賃額で、月額 1 万円以内(交付は 2 年間に限る)
事 定住奨励事業	定住奨励金	転入者 1 人当たり 2 万円(義務教育修了前の子どもは 1 人当たり 1 万円を加算します)	新築などの後に転入した日の属する年度内

※ 新規就労奨励金、U・I ターン奨励金、家賃対策奨励金については、平成 16 年 4 月 1 日から要件に該当している方は、旧制度の「養父市若者定住促進制度」の対象になる場合があります。